

市第41号議案 福祉保健活動拠点の指定管理者の指定

1 提案理由

令和4年3月末で指定の期間が終了する、横浜市西区福祉保健活動拠点の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案します。

2 福祉保健活動拠点の概要

市民の誰もが日常的に相互に支え合い、住み慣れたところで安心して自立した生活が続けられる地域社会を実現できるよう、市民の自主的な福祉活動、保健活動等のための場の提供及びボランティアの育成・相談・支援等を行う施設です。

3 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

4 指定管理候補者の概要

団体名	社会福祉法人 横浜市西区社会福祉協議会
所在地	西区高島二丁目7番1号
代表者	会長 米岡 美智枝
主な業務内容	・西区福祉保健活動拠点の運営 (指定期間：平成29年4月1日～令和4年3月31日) ・権利擁護事業 他

5 選定について

西区において横浜市西区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会を開催し、非公募により、現指定管理者である社会福祉法人横浜市西区社会福祉協議会から提出された事業計画書、その他規則で定められた書類等の審査を行い、指定管理候補者を選定しました。

6 指定管理者選定委員会の構成

学識経験者、財務に関する有識者、福祉保健活動団体、地域住民、利用者代表等で構成しました。

7 選定経過

時 期	内 容
令和2年12月9日	第1回選定委員会 (委員長選出、申請要項の決定等)
令和2年12月15日 ～令和3年2月15日	申請要項の配付期間 (ウェブサイトによる申請要項等の掲載)
令和3年2月1日 ～2月15日	応募書類の受付期間
令和3年4月28日	第2回選定委員会 (審査、指定管理候補者の選定)